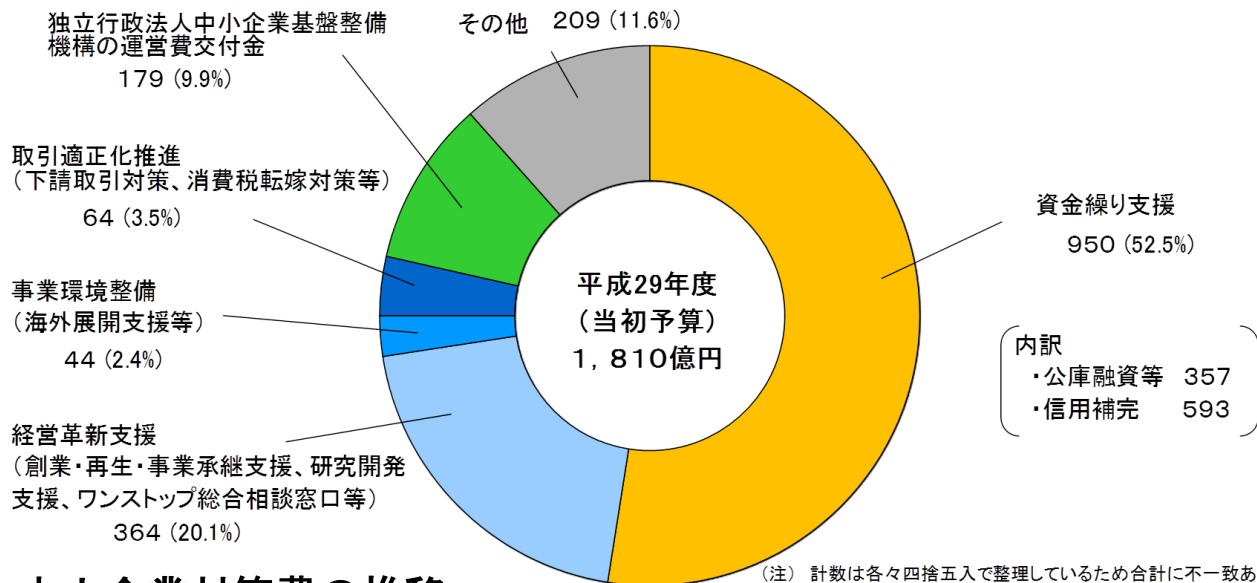


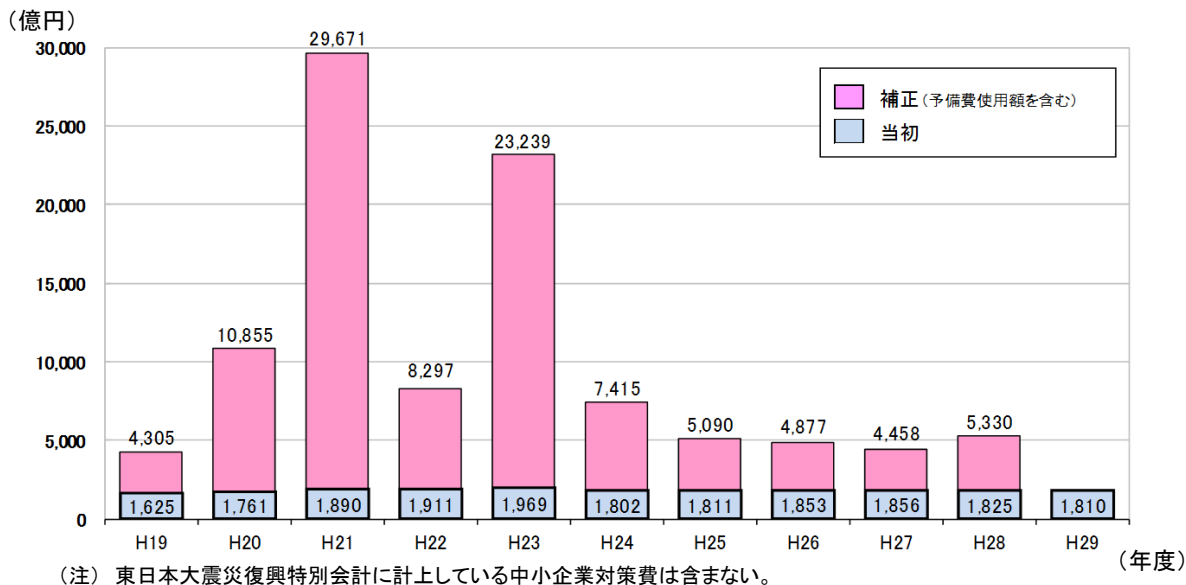
各論8. 中小企業対策

中小企業対策費については、厳しい財政事情のもと、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の自助に向けた取組みを促進するよう、施策の重点化・効率化を図っていく必要があります。

① 中小企業対策費の内訳



② 中小企業対策費の推移



<財政制度等審議会「平成29年度予算の編成等に関する建議（平成28年11月17日）」>

信用補完制度は、中小企業の資金繰りの安定・円滑を確保する重要な制度である。（中略）

現在、中小企業庁の中小企業政策審議会基本問題小委員会に設置された金融ワーキンググループにおいて、以下の方向で検討が行われている。

- ・ 一般保証については、金融機関に対して、保証付き融資だけでなく、信用保証を利用しない融資（以下、プロパー融資）も求めることとし、適切にリスクシェアを行う。その上で、各保証協会・各金融機関のプロパー融資の状況等について情報開示を行うとともに、中小企業庁・金融庁が適切に連携してモニタリングする。

- ・ 大規模な経済危機等の下で迅速に発動でき、適用期限を限定した新たなセーフティネット制度（別枠・100%保証）を整備する。一方で、不況業種を対象とするセーフティネット保証5号（100%保証）は、保証割合を見直す。こうした方向性については、当審議会の昨年の建議に沿ったものであり、着実な実施が求められる。（中略）

他方で、信用補完制度は、本来、金融機関がとるべきリスクを信用保証協会、日本政策金融公庫と分担することで、中小企業の資金繰りの安定・円滑を確保するものであり、あくまで保険制度であることを踏まえれば、更に強靱で安定的な制度の構築を目指す必要がある。

今後も、見直しの効果を検証し、保証料率・保険料率の在り方についても検討を行うとともに、必要に応じて、更なる見直しを行うべきである。